(イ) 今日迄昭和二年十月二十五日に解散すること。

(ロ) 今社の解散者の人々の支持に対し見舞金をもつて一部に贈ること

右の通り新行積様が今社の新行分働事が左の条項に依り同時解散せることを認む。

昭和二年十月二十五日

創行者　小田五九郎

主会人　韋岡時光

日本分働組合同盟日本行職分働組合

代表　池田深悦

富士瓦斯紡績本庄工場爭議解決書